

監査公表第7号（令和2年8月4日、県公報第124号）

「住民監査請求に基づく監査（令和2年度）」

請求内容：「福岡県私立外国人学校教育振興費補助金について」

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和2年5月26日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県が、平成30年度に学校法人福岡朝鮮学園（以下「学園」という。）に支出した福岡県私立外国人学校教育振興費補助金（以下「本件補助金」という。）については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「本件規則」という。）、福岡県私立外国人学校教育振興費補助金交付要綱（平成4年5月7日施行。以下「本件要綱」という。）及び福岡県私立外国人学校教育振興費補助金交付基準（以下「本件交付基準」という。）に基づいた支出がなされていないなど、違法又は不当な支出があるため、知事に対し、返還請求権の行使等必要な措置を求める。

(2) 違法又は不当とする支出及びその理由並びに求める措置

ア 過少な実績報告に基づく補助金の支出

実績報告の精算額総計1,425,705円に対する補助金712,000円

(違法又は不当とする理由)

学園から提出された実績報告書に記載された精算額総計 1,425,705 円は、以下の理由から、その金額に不足分の合計 307 円を加えた 1,426,012 円の誤りである。本件補助金の補助率は2分の1であることから、精算額 1,426,012 円に基づく補助金は 713,000 円となり、実際に支出された補助金 712,000 円との間には 1,000 円の差額が生じる。

(ア) 学園から提出された実績報告書において九州朝鮮中高級学校の精算表に記載されている総額98,502円と支出を証明する領収書の総額98,517円との間に差額15円が発生している（学園が15円少なく申告している）。

(イ) 学園から提出された実績報告書において北九州朝鮮初級学校の精算表に記載されている総額762,341円と支出を証明する領収書の総額762,633円との間に差額292円が発生している（学園が292円少なく申告している）。

(求める措置)

(ア) 補助金 1,000 円の追加支出

(イ) 監査委員が以下の調査を実施し、監査の結果に記載すること。

- a 私学振興課及び会計課による学園から提出された実績報告書と領収書の精査・照合の有無
- b 仮に精査・照合が行われていた場合、金額が修正されなかった理由

イ アンニョンハセヨコンサートに係る移動費 (29,510円)

(違法又は不当とする理由)

九州朝鮮中高級学校の生徒が出演したアンニョンハセヨコンサートは、本件要綱第2条第1項の「(2) 地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業」には該当しない。

また、本件交付基準の「1 補助対象事業」の「※6 補助対象としない教育・文化活動の例」に記されている「①日本の学校が参加しない、もしくは付随的に参加する試合及び演奏会等」及び「②外国人学校の幼児又は児童・生徒を活動主体とした芸術・音楽鑑賞、スポーツ観戦及び体験活動等」に該当する。

(求める措置)

(ア) 移動費29,510円の返還

(イ) 監査委員が同コンサートについて補助事業の目的及び趣旨を逸脱するものとまでは認められないと判断した場合、以下の理由を監査結果に記載すること。

a 私学振興課において同コンサートが補助事業の要件に該当すると判断した理由

b 監査委員において同コンサートが本件補助金の目的及び趣旨を逸脱するものではないと認めた理由

ウ コピー機レンタル料 (21,158円)

(違法又は不当とする理由)

北九州アリラン夏祭りで使用したとされるコピー機レンタル料21,158円については、領収書に前月分22,416円の記載があるように、北九州朝鮮初級学校が毎月レンタルをしているコピー機のレンタル料を、対象事業の準備との理由をつけて県側に負わせただけである。

よって、これは本件規則第9条「補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基く知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（カッコ内は略）をしてはならない。」の規定に違反している。

(求める措置)

コピー機レンタル料21,158円の返還

エ 郵便切手購入費 (12,136円)

(違法又は不当とする理由)

切手はその額面の80%前後の価値で換金が可能であり、購入した切手が余った場合や使用しなかった場合は、換金される又は対象事業以外の用途に使用される可能性がある。そうした場合には、本件規則第9条「補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基く知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（カッコ内は略）をしてはならない。」の規定に違反する。

また、切手を貼らずに郵便窓口へ提出すれば、わざわざ切手を購入して郵送物に貼付するという作業も必要ない上に、日本郵便による領収書が発行され、郵送数や郵送料が明確に証明できる。

さらに、送付先件数が切手の枚数と一致しているからといって、その全てに案内状が送付さ

れたという証明にはならない。たとえ切手が100枚、送付先が100件で一致していても、50件だけ送付するということが可能であるから、切手の購入枚数分の案内状が送付されたという証明を行うには、案内状を受け取った先の一件ごとの証言又は証明が必要であって、これができない場合や切手の購入枚数と案内状の送付枚数に差がある場合は、当然その差額分が不適切な支出に当たるので、返還が必要となる。

(求める措置)

(ア) 郵送されたと証明された切手数以外の切手料金の返還

(イ) 切手を貼付せずに郵便窓口へ提出することが望ましい旨、監査委員から私学振興課に対して指導を行うこと。

オ 抽選による景品の贈呈及び打上花火の実施に対する補助金の支出 (292, 812円)

(違法又は不当とする理由)

景品(金券ショップで額面の80%で換金可能な旅行券や学校教育に全く関係のない電気機器)に対して補助金が支出されている。また、学校教育又は地域交流に必ずしも必要ではない打上花火の実施に対して、高額な補助金が支出されている。

本件補助金は「福岡県私立外国人学校教育振興費補助金」という名称であり、その支出目的は日本の学校や地域と外国人学校との文化的な催し物やスポーツでの交流である。そしてその主体となるのは日本の学校と外国人学校の生徒達であり、それに付随する形で地域の日本人との交流も含まれている。

そもそも、学校の補助金とは、学校行事に対する補助金を意味する。学校行事とは、運動会、発表会、体験学習等に加え、外国人学校との交流も含まれる。そして、外国人学校と地域の日本人との交流においても、本件補助金の名称が「福岡県私立外国人学校教育振興費補助金」とされる以上、その主体は外国人学校の生徒であり、その目的は教育的な意味を持つ交流である。

しかし、上記の目的(学校教育や行事の補助)のために、抽選会の高額な景品や打上花火は必要不可欠なものではない。特に、打上花火の実施に対する補助金の支出(北九州と福岡の初級学校を合わせて250,000円を超える高額)は、補助金の全体額(712,000円)の35%を超えている。本件要綱や本件交付基準には、知事や県が補助金の対象とすることがふさわしくないと判断したものは対象外とする旨の条文があり、本件はこれに該当する。

(求める措置)

補助金292,812円の返還

カ ポスター、チラシ及び抽選チケットの印刷費 (24,120円)

(違法又は不当とする理由)

ポスター20部、チラシ2,500部及び抽選チケット2,000部の配布状況が曖昧であり、実際に、行事などの目的で貼付及び配布されたのか、証明されていない。

本件補助金の場合には、その目的から行事などにおいて「実際には使用されない物」、「実際に使用されても日本の学校や地域との交流に関係なく使用された物」については、補助金の対象外とすべきである。

(求める措置)

(ア) 日本の学校や地域との交流のための使用と認められるもの以外に係る印刷費の返還

(イ) 監査委員が以下の調査を実施し、監査の結果に記載すること。

- a ポスター配布先の確認
- b 配布先で実際にポスターが貼付されていたのかの確認
- c チラシ及び抽選チケットの配布先の確認
- d 実際にチラシ及び抽選チケットが配布されていたのかの確認
- e 上記4つの調査・証明を行わない場合は、その理由

(3) 事実証明書

- ア 支払決定確認票
- イ 平成30年度補助金対象事業費の表
- ウ 「平成30年度福岡県私立外国人学校教育振興費補助金実績報告書」及び「事業計画と確定額の比較」
- エ 九州朝鮮中高級学校 第62回運動会
- オ 北九州朝鮮初級学校 運動会
- カ 北九州朝鮮初級学校 学芸会
- キ 貸渡料金精算明細書及びガソリン代の領収書
- ク コピー機レンタル料の明細書と領収書
- ケ 平成30年度の郵送料一覧表
- コ 旅行券及び景品の領収書
- サ 「打上花火」の明細書と領収書
- シ ポスター、チラシ及び抽選チケットの配布内訳と領収書

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和2年5月26日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件補助金の支出に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

人づくり・県民生活部（私学振興・青少年育成局 私学振興課）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対し、知事に弁明を求めたところ、令和2年6月12日付で知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 補助金の概要

ア 根拠規定

学園に対する本件補助金については、私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第16条で準用する同法第10条、本件規則第4条及び本件要綱に基づき交付している。

イ 補助金交付の目的

近年の国際化の進展に伴い、県内に私立外国人学校を設置する学校法人及び準学校法人の教育・文化活動等の振興を図るため（本件要綱第1条）。

ウ 補助金交付の手続

補助を受けようとする学校法人は、事業計画書を知事に提出しなければならない（本件要綱第3条第1項）。

知事は、事業計画書を審査して、適当と認められるものについては補助対象経費を決定してこれを承認し、学校法人に通知する（本件要綱第3条第2項）。

当該通知を受けた学校法人は、交付申請書を提出しなければならず（本件要綱第4条）、知事は交付申請書を審査した上で補助金の交付決定を行う（本件要綱第5条）。

補助金の交付を受けた学校法人は、翌年度の4月30日までに実績報告書を提出しなければならない（本件要綱第8条）。

知事は、提出された実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。なお、これらの審査ないし調査においては領収書等の支出証拠書類も確認している。そして、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは補助額を確定するものである（本件要綱第9条）。

(2) 類似事例に関する過去の訴訟における裁判所の判断について

本件補助金に関しては、過去、県が学園に対して平成22年3月31日に行った交付決定の取消及び返還請求することを求め、訴訟が提起されている。

当該取消訴訟の控訴審判決（平成25年7月17日）において、福岡高等裁判所は、「普通地方公共団体は、その公益上の必要がある場合には、補助金を交付することができるとされており（地方自治法第232条の2）、その公益上の必要性の判断については、補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるから、地方公共団体の長に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合に限りて当該補助金の交付は違法となると解される。そして、公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かの判断に当たっては、当該補助金交付の目的、趣旨、補助の対象となる事業の趣旨、目的等の諸般の事情を総合的に考慮する必要がある。」と判示している。

当該訴訟においても、学園に対する本件補助金の支出等が不適切であるとして訴訟が提起されていたが、判決において、「私学助成法10条等に基づき、本件要綱の定める手続に従って補助金支出が決定され、その補助額が確定されたものであり、（中略）公益上の必要性に関する判断につき被控訴人福岡県に裁量権の逸脱又は濫用があったことをうかがわせる事情は認められない。」として、控訴は棄却されている。

なお、控訴人は最高裁に上告したが、上告棄却（平成25年12月17日）により県の勝訴が確定している。

(3) 本件請求において違法又は不当とされた内容に対する弁明について

本件補助金の中に「不適切と思われる財務支出がある」との主張は否認する。本件補助金交付決定は、適法かつ妥当な判断で行われた。

ア 過少な実績報告に基づく補助金の支出について

「(学園が15円少なく申告している)」「(学園が292円少なく申告している)」との主張は否認する。

学園から、ポイント及び有料レジ袋代を除外した実績報告書の提出を受け、県としては、ポイントについては法人の経済的利益となり得、有料レジ袋代は交流事業の実施に必要な経費ではないため、実績報告の是正を要するものではないと判断した。

イ アンニョンハセヨコンサートに係る移動費について

アンニョンハセヨコンサートに対する学生公演移動費が「本件交付基準の「※6 補助対象としない教育・文化活動の例」の①②に該当する」との主張は否認する。

本件交付基準の「※6 補助対象としない教育・文化活動の例」に記されている①及び②の基準において、地域や日本の学校との交流とはいえない活動、あるいは地域や日本の学校の参加を拒む活動などは補助対象としていない。

本事業の主催は、嘉飯山地区の住民で構成される第8回筑豊アンニョンハセヨコンサート実行委員会、共催は福岡県退職教職員協会嘉飯山支会、後援は、桂川町ほか飯塚文化連盟、桂川町文化連合会、嘉麻市文化協会などで、「「音楽・文化の交流を通して、日本人と在日コリアンの共生・共助を進めよう」というメッセージを県内各地に発信する」目的で実施しており、地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業に該当するため、補助対象である交流事業として補助金を交付したものである。

ウ コピー機レンタル料について

「北九州朝鮮初級学校が毎月レンタルしているコピー機のレンタル料(コピー代)を対象事業の準備との理由をつけて県側に負わせただけである」との主張は否認する。また、「本件規則第9条の規定に違反している」との主張は否認する。

当該コピー機については、年間を通じて、北九州朝鮮初級学校が実施する北九州アリラン夏祭り以外の交流事業においても使用されているが、どの交流事業において使用しているかを区分することは極めて困難であるため、最も使用枚数の多い「北九州アリラン夏祭りの準備」の時期に、この月にコピー機を主に祭りの準備用に使用したことを確認して、当該月のコピー代を補助対象とすることは、妥当であると判断する。

県は、学園の平成30年度8月分のコピー代21,158円(税込)の実績をもとにして、補助対象事業に関するコピー代の補助金として10,579円を支出している。

エ 郵便切手購入費について

「案内状を受け取った先の一件ごとの証言又は証明が必要である」との主張は否認する。また、「本件規則第9条の規定に違反する」との主張は否認する。

役務費(郵送料)については、切手購入の領収書の原本及び案内状等の送付先リストにより、当該切手の購入枚数と案内状等の送付先件数が一致していることを確認している。

学園による案内状等の送付数は356通ある。送付先に発送されていない可能性があるというに足る事実が確認されていないにもかかわらず、それらの送付先一件ごとの証言又は証明を得る合理性はなく、そのような証言又は証明を得ないことが、ただちに補助金の目的に逸脱するものではない。

切手の購入枚数と送付先件数が一致していることをもって、当該郵送料を補助対象とするこ

とは、妥当であると判断する。

オ 抽選による景品の贈呈及び打上花火の実施に対する補助金の支出について

「景品（金券ショップで額面の80%で換金可能な旅行券や学校教育に全く関係のない電気機器）に対して補助金が支出されている。」との主張及び「学校教育又は地域交流に必ずしも必要ではない打上花火の実施に対して、高額な補助金が支出されている。」との主張は否認する。

北九州アリラン夏祭り及び福岡ふれあい納涼祭における打上花火や景品は、それぞれ朝鮮学校と地域住民との交流を通して学校法人の教育・文化活動の振興を図ることを目的として、地域住民も参加してのステージイベントなど多彩な催しの一環で行われている。事業の実施成果として、教師・生徒と地域住民との幅広い交流の場になるとともに、朝鮮学校への理解促進にも繋がっていることを現地で確認し、実際にその目的を果たしていることから、補助金の目的に合致していると判断の上、当該費用を補助対象としたことは、妥当であると判断する。

カ ポスター、チラシ及び抽選チケットの印刷費について

「補助金の対象外としなければならない」との主張は否認する。

ポスター等の配布先については、事業の透明性を確保するため、内容を聴き取った上で確認し、その配布先や配布方法が広く地域に広報することに資するものであることから、地域との交流という補助の目的に沿うものである。

ポスター等が配布先に配布されていない可能性や、ポスターの貼付が行われていない可能性があるに疑うに足る事実が確認されていないにもかかわらず、ポスター等の配布先一件ごとに、当該ポスター等の配布が行われたか確認し、ポスターの配布先一件ごとに、その貼付を行ったか、確認を行う合理性はなく、そのような確認を行わないことが、ただちに補助金の目的に逸脱するものではない。

ポスター等の購入枚数と配布先件数が一致していることをもって、当該購入金額を補助対象とすることは、妥当であると判断する。

キ その他

上記以外の主張については認否の限りではない。

以上、本件補助金については、本件要綱に基づき適正に処理しており、何ら違法性が認められるものではない。

4 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人から、その機会を辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関職員に対し、令和2年6月1日から同年7月17日にかけて、本件支出に係る関係書類の調査や聴き取り調査等を行った。

また、個人情報保護の観点から学園から提出されなかった文書については、同月7日に学園に赴き、監査対象機関職員同席の上、これらの文書の閲覧等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの聴き取り調査及び学園における現地調査等により、以下の事実を確認した。

(1) 朝鮮学校について

朝鮮学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に準じた学校で、同法第134条第1項に規定する学校教育に類する教育を行うものとして定められている各種学校である。

学園は、昭和39年に福岡県知事の認可を受けて設立されており、学園が運営する朝鮮学校には、次の3校がある。

- ・九州朝鮮中高級学校（北九州市八幡西区）
- ・北九州朝鮮初級学校（北九州市八幡西区）
- ・福岡朝鮮初級学校（福岡市東区）

(2) 本件規則について

本件規則第4条、第9条及び第14条に定める補助金等の交付手続については、次のとおりである。

福岡県補助金等交付規則（抜粋）

（補助金等の交付の決定）

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

（補助事業等の遂行）

第9条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基く知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の規定は、補助金等の終局の受領者となるものについても準用する。

（補助金等の額の確定等）

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(3) 本件要綱に定める目的等について

本件要綱第1条及び第2条に定める目的や補助対象経費等は、次のとおりである。

福岡県私立外国人学校教育振興費補助金交付要綱（抜粋）

（目的）

第1条 知事は、近年の国際化の進展に伴い、県内に私立外国人学校を設置する学校法人及び準学校法人（以下、「学校法人」という。）の教育・文化活動等の振興を図るため、学校法人に対し予算の範囲内において外国人学校教育振興費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金対象経費、補助率）

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる外国人学校が行う交流事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 外国人学校が主催する地域又は日本の学校との交流事業
- (2) 地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業
- (3) 外国人学校と日本の学校とのスポーツ・文化交流事業

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

別表（第2条第2項関係）

補助事業	補助対象経費	補助率
外国人学校が主催する地域又は日本の学校との交流事業	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2以内
地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金	1/2以内
外国人学校と日本の学校とのスポーツ・文化交流事業	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金	1/2以内

(4) 本件交付基準について

本件交付基準の内容は、次のとおりである。

福岡県私立外国人学校教育振興費補助金交付基準

私学振興課

福岡県私立外国人学校教育振興費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第13条の規定により、補助金の交付に関する基準（以下、「交付基準」という。）を以下のとおり定める。

1 補助対象事業

交付要綱第2条第1項に規定する補助事業の取扱は下記のとおりとする。

- ※1 外国人学校及び日本の学校の交流主体は、幼児又は児童・生徒とし、学校、学年、学級もしくは部活動単位での参加とする。
- ※2 地域の交流主体は、県内の日本人とする。
- ※3 日本の学校とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校（外国人学校を除く。）とする。
- ※4 外国人学校が主催する交流事業の対象は、地域又は日本の学校とする。
- ※5 スポーツ・文化交流事業の参加主体は、日本の学校とする。
- ※6 補助対象としない教育・文化活動の例
 - ① 日本の学校が参加しない、もしくは付随的に参加する試合及び演奏会等
 - ② 外国人学校の幼児又は児童・生徒を活動主体とした芸術・音楽鑑賞、スポーツ観戦及び体験活動等
 - ③ 外国人学校の教職員又は保護者等を活動主体とした研修会、会議、懇談会及び親睦会等
 - ④ その他、県が補助対象として相応しくないと判断したもの。

2 私学振興課への協議

補助事業の適否、交付要綱及び交付基準の取扱に関し疑義が生じた場合は、必ず私学振興課と事前協議を行うこと。

3 交付基準の適用

本交付基準は、平成25年度の補助金から適用する。

(5) 補助金の支出状況について

平成30年度補助対象事業費の総額は1,425,705円（内訳は次の表のとおり）で、補助金額は712,000円である。

(単位：円)

学校名	事業内容	事業区分	事業費 (精算額)
九州朝鮮 中高級学校	地域住民公開運動会	(1) 外国人学校主催の 地域・日本の学校との交流	52,812
	九州朝鮮中高級学校文化祭	(1) 外国人学校主催の 地域・日本の学校との交流	16,180
	第8回筑豊アンニョンハセヨコンサート	(2) 地域・日本の学校主催 の外国人学校との交流	29,510
北九州朝鮮 初級学校	地域住民公開運動会	(1) 外国人学校主催の 地域・日本の学校との交流	51,111
	北九州アリラン夏祭り	(1) 外国人学校主催の 地域・日本の学校との交流	666,729
	朝・日友好学芸会	(1) 外国人学校主催の 地域・日本の学校との交流	32,843
	サッカー部対外試合	(2) 地域・日本の学校主催 の外国人学校との交流	11,658
福岡朝鮮 初級学校	本校地域住民公開運動会	(1) 外国人学校主催の 地域・日本の学校との交流	32,214
	福岡ふれあい納涼祭	(1) 外国人学校主催の 地域・日本の学校との交流	509,448
	本校地域住民公開学芸会	(1) 外国人学校主催の 地域・日本の学校との交流	18,687
	サッカークラブ対外試合	(1) 外国人学校主催の 地域・日本の学校との交流	4,513
計			1,425,705

(6) 請求人が違法又は不当とする支出に関する事実等について

ア 過少な実績報告に基づく補助金の支出について

住民監査請求の対象となる違法又は不当な財務会計行為は、「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである（最高裁平成6年（行ツ）第97号平成6年9月8日判決）」とされている。

イ アンニョンハセヨコンサートに係る移動費について

監査対象機関の職員は、以下の内容を実績報告書や学園へのヒアリングにより確認することで、平成30年度に実施されたアンニョンハセヨコンサートが本件要綱第2条第1項第2号の「地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業」に当たると判断したと説明している。

(ア) 同コンサートを主催する実行委員会は、その委員の多くが地元の嘉飯山地区在住である。

(イ) 開催に当たり、桂川町住民センターが会場として提供されている。

(ウ) 共催である福岡県退職教職員協会嘉飯山支会は、福岡県公立学校等退職者の互助組織で、福岡県の教育、文化及び芸術の振興に関する事業を実施している同協会の筑豊地区における支部である。同支会は、筑豊地域の文化、伝統を広く県民に理解してもらうために、地域教育文化芸術事業として同コンサートを共催している。

(エ) 地元の桂川町や同町教育委員会、嘉麻市文化協会、飯塚文化連盟等が同コンサートを後援している。

ウ コピー機レンタル料について

監査対象機関の職員は、8月分のコピー機レンタル料（コピー代）を補助対象とすることを妥当であると判断したことについて、北九州朝鮮初級学校は年間を通じて北九州アリラン夏祭り以外の交流事業においても当該コピー機を使用しているが、他の目的でも使用する時期に補助対象分を区分することが困難であるため、コピー機を専ら北九州アリラン夏祭りの準備用に使用する8月分のコピー代を補助対象とすることとした。また、補助対象となる全ての交流事業の活動実績に係るコピー枚数4,572枚から算出したコピー代が、実績報告で補助対象とされている8月分のコピー代を下回らないことが認められたことから、8月分のコピー代を補助対象とすることを妥当と判断したものであると説明している。

(ア) コピー枚数4,572枚の根拠は、補助対象となる各交流事業の案内状等の送付のために使用された切手の枚数、すなわち案内状等の発送数から算出したコピー枚数(572枚)及びカラーパンフレットを印刷するために購入されたカラーペーパーから算出したコピー枚数(4,000枚)に基づくものである。

(イ) 当該コピー機の使用料金については、1%の割引率が設定されており、コピー枚数4,572枚と最低の単価（6円）及び割引率を用いて計算したとしても、補助対象額は29,329円（税込）となることから、8月分のコピー代21,158円（税込）を下回らない。

エ 郵便切手購入費について

学園において以下の各送付先リストを閲覧したところ、当該各送付先リストには具体的な宛先や住所が記載されており、それぞれの行事の内容に応じたものとなっているとともに、郵便切手の購入枚数（200枚）と各送付先リストの件数の合計は一致していることを確認した。

(ア) 平成30年5月の九州朝鮮中高級学校の地域住民公開運動会の案内状（38件）

(イ) 同年5月の北九州朝鮮初級学校の地域住民公開運動会の案内状（52件）

(ウ) 同年8月の北九州朝鮮初級学校の北九州アリラン夏祭りの案内状（60件）

(エ) 同年11月の北九州朝鮮初級学校の朝・日友好学芸会の案内状（50件）

オ 抽選による景品の贈呈及び打上花火の実施に対する補助金の支出について

イベント当日、監査対象機関の職員が現地に赴き、以下について確認した。

(ア) 北九州アリラン夏祭り及び福岡ふれあい納涼祭は、朝鮮学校の運動場を会場として、保護者会等の協力を得て開催され、地域住民も参加するステージイベントなど多彩な催しが行われている。

(イ) 学校関係者、来賓、一般と受付を区分し、参加者に番号を付したチラシ等を配布しており、地域住民が一般の参加者として多数参加している。

(ウ) 景品の抽選会、打上花火の催しにより、多数の地域住民が参加し、校内で歓談・交流を行っており、地域に開かれた学校として、朝鮮学校に対する理解促進に繋がっている。

以上から、監査対象機関の職員は、抽選による景品の贈呈及び打上花火の実施が、朝鮮学校と地域住民との交流を通して学校法人の教育・文化活動の振興を図るという目的に合致していると認めたため、これらに係る経費を補助対象と判断したと説明している。

カ ポスター、チラシ及び抽選チケットの印刷費について

監査対象機関の職員は、ポスター、チラシ及び抽選チケットについて、提出された配布先リストや現地調査時の聴き取りにより、配布先での掲示や事前の配架等によって広く地域に広報することに資するとして補助対象と認めたと説明している。

学園において、各配布先リストを閲覧し、配布件数とポスター等の発注数が一致していることを確認した。

2 判断

(1) 過少な実績報告に基づく補助金の支出について

請求人が違法又は不当と主張する過少な実績報告に基づく補助金の支出は、県に損害を与えるものとはいえず、上記1(6)アのとおり、住民監査請求の対象となる行為と認められないことから、これを却下する。

(2) (1)を除く請求人の請求について

本件補助金は、本件規則の適用を受けるものであり、この規則においては、補助金の交付に当たっては、交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、当該申請に係る補助事業の内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をすることとされている（本件規則第4条第1項）。

また、補助金の額については、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときに確定することとされている（本件規則第14条）。

これらを踏まえ、本件補助金の交付決定及び額の確定が適正になされたかについて、以下のとおり判断する。

ア アンニョンハセヨコンサートに係る移動費について

請求人は、アンニョンハセヨコンサートは本件要綱第2条第1項第2号の補助事業には当たらず、また、本件交付基準1※6の補助対象としない教育・文化活動の例①、②に該当するとして、これに係る支出は違法又は不当である旨主張している。

しかしながら、本件補助金の交付の目的は、近年の国際化の進展に伴い、県内に私立外国人学校を設置する学校法人及び準学校法人の教育・文化活動等の振興を図ることとされており（本件要綱第1条）、また、その趣旨について知事は、県内の私立外国人学校の生徒らが地域の住民や日本の学校と積極的に交流を深め、日本のことをよりよく理解することを進めることであると述べている（平成28年4月12日の定例記者会見における知事の発言要旨）。

同コンサートについては、上記1(6)イのとおり、監査対象機関において、本件要綱第2条第1項第2号及び本件交付基準に規定する補助事業の要件に該当することを認めたものであり、監査対象機関が確認した事実を踏まえれば、上記の目的及び趣旨を逸脱するものとまでは認められない。したがって、いずれについても、請求人の主張には理由がない。

イ コピー機のレンタル料について

請求人は、コピー機レンタル料の実績として認定された金額には、北九州アリラン夏祭りの準備以外の使用に係る分も含まれていることから、これに係る支出は違法又は不当である旨主張している。

しかしながら、上記1(6)ウのとおり、北九州アリラン夏祭りに係るコピー代に、それ以外の補助事業に係るコピー代を加えた金額は、補助対象となるコピー代の実績額として認定された額を下回っていないと認められ、不当とまではいえないことから、請求人の主張には理由がない。

一方、請求人の主張にあるとおり、コピー代に係る実績報告の額は、北九州アリラン夏祭りの準備以外の使用に係る額が含まれていないとまではいえないものであった。

監査対象機関においては、上記1(6)ウのとおり、北九州アリラン夏祭りに係るコピー代に、それ以外の補助事業に係るコピー代を加えた金額が8月分のコピー代を下回らないことが認められたことから、実績報告どおり、8月分のコピー代の実績額を補助対象額として確定したものであるが、補助金の原資が税金である以上、実績額の確定に当たっては、あくまで補助事業に係る使用実績に基づき行うべきであり、今般の監査対象機関において行われた確認は、不十分であったといわざるを得ない。

今後は、学園に対し補助事業に係るコピー機の使用実績簿の作成・提示を求めるなどして、使用実績に基づく実績額の報告を行うよう指導し、実績報告書の十分な確認を行うよう改善すべきである。

ウ 郵便切手購入費について

請求人は、郵便切手について、余った場合や使用しなかった場合に換金される又は対象事業以外の用途に使用される可能性があることから、案内状を受領した一件ごとの証明がなければ、これに係る支出は違法又は不当である旨主張している。

しかしながら、上記1(6)エのとおり、学園において関係書類の閲覧等により確認した案内状の送付先はそれぞれの行事の内容に応じたものとなっており、監査対象機関において行われ

た実績報告書の確認の内容と送付先の内容は整合していたことから、監査対象機関において必要な確認は行われたものと認められる。したがって、請求人の主張には理由がない。

エ 抽選による景品の贈呈及び打上花火の実施に対する補助金の支出について

請求人は、抽選による景品の贈呈及び打上花火の実施について、必ずしも交流や学校教育に必要なものではないため、これらに対する補助金の支出は違法又は不当である旨主張している。

しかしながら、本件補助金は、外国人学校と日本の学校との交流に関する事業のみならず、外国人学校が主催する地域との交流事業も対象としており（本件要綱第2条第1項第1号）、上記1(6)オのとおり、監査対象機関が、北九州アリラン夏祭り及び福岡ふれあい納涼祭で、地域との交流を目的として多数の地域住民の参加を募るために支出した抽選による景品の贈呈や打上花火の実施に係る経費を補助対象として認めたことは、上記2(2)アに述べた目的及び趣旨を逸脱するものとまでは認められない。したがって、請求人の主張には理由がない。

オ ポスター、チラシ及び抽選チケットの印刷費について

請求人は、実際に日本の学校や地域との交流の目的で配布及び貼付されたのか確認できないポスター、チラシ及び抽選チケットの印刷費に係る支出は違法又は不当である旨主張している。

しかしながら、不特定の者の参加を広く呼びかける夏祭りなどを実施する場合に、ポスター、チラシ及び抽選チケットを作成、配布することは一般的に行われており、監査対象機関がこれらの経費を補助対象として認めたことは、上記2(2)アに述べた目的及び趣旨を逸脱するものとまでは認められない。

また、ポスター等の配布先について、上記1(6)カのとおり、監査対象機関において行われた実績報告書の確認の内容と、学園において関係書類の閲覧等により確認した配布先の内容は整合しており、監査対象機関において必要な確認は行われたものと認められる。したがって、請求人の主張には理由がない。

上記のとおり、本件補助金の支出に違法又は不当があるという請求人の主張には理由がない。よって、本件請求については、これを棄却する。

なお、住民監査請求によって求めることができる措置は、財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当な場合に、当該行為を防止すること、当該行為を是正すること、当該怠る事実を改めること又は当該行為若しくは怠る事実によって地方公共団体の被った損害を補てんすることに限られている（地方自治法第242条第1項）。

したがって、本件請求書に記載されている請求人が求める措置のうち、監査対象機関への指導や監査委員が必要と認める調査以外の調査の実施及び「監査の結果」への記載は、本件請求によって求めることができる措置には当たらない。